

第9 乾燥設備（条例第7条）

1 用語の定義

本条で規制するものは、乾燥等を主目的にするためのものであり、条例第3条で規定する熱風炉のうち、乾燥を主目的にするものについては、本条で規制することとなる。

ただし、電気を熱源とする浴室乾燥機については、条例第3条の3の温風暖房機として、温水を使用する浴室乾燥機については、温風吹出し口に補助ヒーターが組み込まれているものは条例第3条の3の温風暖房機として、又組み込まれていないものは、最大消費熱量に応じて条例第8条の簡易湯沸設備若しくは条例第8条の2の給湯湯沸設備として規制するものであること。なお、乾燥設備については、労働安全衛生法令にも規定されていること。

2 条例等の運用

条例、条則によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項第2号の規定は、乾燥物品が乾燥するための熱源（蒸気管、熱媒管、電気による発熱体、裸火等）に接触することにより発火することを防止するための規定であるため、全く接触するおそれのない場合まで特に被覆又は遮へいする必要がないこと。なお、スチームパイプのように比較的低温で安全であると考えられているものであっても、繊維、綿等に接触すると発火する危険性があるので、乾燥物品が熱源のパイプに接触しないように、金網又は鉄板等で遮へい又は囲いをしなければならないこと。
- (2) 第1項第3号の規定の対象となる設備は、突発的に過度に温度が上昇するおそれのあるものであるから、「非常警報装置」は、自動式（サーモスタットその他温度測定装置により連動する警報装置）とし、常時人のいる場所で明瞭に聞こえるよう設置することが必要であること。また、「熱源の自動停止装置」とは、一般には自動的に燃料の供給、蒸気等の供給を絶つこと等によって燃焼を停止させ、電気を熱源とするものについては、電源を切る等の装置であること。例として、液体若しくは気体の燃料又は熱媒の自動停止装置には、一定温度で溶ける金属等を用いてコックを閉じる方法があり、電気を熱源とする場合は、サーモスタットで電路を絶つ方法があること。
- (3) 第2項に規定する準用規定は、第2. 炉及び共通事項を準用すること。